

【報告4】

制定規則類の報告

2024年10月3日法人登記完了後、一般社団法人兵庫県経営者協会として、2025年度からの本格事業開始を目途に、理事会及び会員総会を開催し協会の組織運営基盤整備の一環として下記の規則類を制定しましたので報告いたします。

記

1. 制定規則類

(1) 6規則

規則；法令、定款等で定められた事項に基づき、組織のあり方、組織運営及び業務遂行等に関して定めたものをいう。規則の制定、改廃等については、会員総会での承認を必要とする。（規則類管理規程により定義）

- ① 会員総会運営規則
- ② 理事会運営規則
- ③ 常任幹事会運営規則
- ④ 監事監査規則
- ⑤ 委員会・専門部会・研究会の設置に関する基本規則
- ⑥ 会費基準に関する規則

(2) 備考

上記規則及び定款、その他の規程類については、QRコード先に公開。



<https://www.hpea.jp/article.php?id=389>

以 上